

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 25 (優先度 C1)	
検討課題	区長等の議会への説明及び資料提出
議会基本条例の条文	<p>(議会への説明等)</p> <p>第22条 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。</p> <p>2 区長等は、重要な計画、政策、施策若しくは事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、区長等は、議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、適切に対応するものとする。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 第1項について 第19期墨田区議会申合せ(第7)により、当初予算の各会派に対する説明は各派交渉会において聴取することとなっており、また、各会派の所属議員及びいずれの会派にも属していない議員に対しても要請により独自に対応することとされている。 さらに、予算特別委員会及び決算特別委員会において、その第1日目に説明がなされている。 これらのことから、第1項の規定については、現行どおり運用する。</p> <p>2 第2項について (1)「重要な計画、政策、施策若しくは事業」とは、区政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画並びに区政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定めるものとする。 (2)区民生活に関連する重要な施策や手続を定め、又は区民等に義務を課し、若しくは権利を付与・制限することを内容とする条例の制定又は改廃については、その内容及び根拠等について説明を求めるものとする。 (3)補正予算に関しては、その事業概要を記載した資料の提出を求める。</p> <p>3 第3項について 議会又は議員から区長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、現に存在し情報公開が可能な資料については、提出及び説明をすることを基本とする。 ただし、その量が膨大であるなど、事務的に著しい困難を伴うものである場合は、この限りでない。</p>
その他	